

特命随意契約理由書

135

件 名	バリアフリーマップ作成及び職員研修実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者や障害者等の社会活動への積極的な参加を目的とし、区内の歩道状況等の情報を提供するため、バリアフリーマップの日本語版を作成・更新する。 また、区職員を対象とした歩道状況等の情報収集を研修として実施し、バリアフリー社会実現の必要性について理解促進に努める。
選 定 理 由	本業務で作成するバリアフリーマップは、平成 25 年度から下記法人が実地計測・調査を行って作成しており、道路の傾斜や幅等まで掲載している地図はほかにはない特徴である。 また、実地踏査による地図情報の収集ノウハウを職員研修に活用でき、さらに研修で収集した歩道状況等の情報をバリアフリーマップの作成・更新に活かすことができるのは、下記事業者に限られる。 掲載情報の更新は、地図情報の特許権や著作権、その他排他的権利を有する下記法人にのみ行える業務である。 以上の理由により下記法人を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人リープ・ウィズ・ドリーム 住 所 東京都千代田区外神田三丁目 5 番 13 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,986,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 福祉総務課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

137

特命随意契約理由書

件 名	介護予防把握事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、その他）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内高齢者に調査票（介護予防の要否を判定する質問紙）を郵送し、返送者のデータを解析して、生活機能の判定結果や介護予防事業参加勧奨を通知する。
選 定 理 由	<p>本事業は、平成21～23年度に行った東京都包括的支援事業（先駆的介護予防事業）の成果を前提にして、平成24年度に開始した。</p> <p>本事業は調査票の作成と結果の分析にあたり、専門的な観点から考案された質問内容及び解析方法により実施する必要がある。下記業者は、東京都の高齢者医療・保健・福祉行政を研究分野で支えている唯一の地方独立行政法人の研究所であり、平成24年度以降の分析・実施結果・課題を蓄積している。過去の分析結果・課題を本年度の介護予防事業実施に役立てていくため、これまでの個人に関する分析の経過を踏まえた実施結果・課題が不可欠である。これら、一つ一つの条件については、これを満たすものは複数存在するが、すべてを満たすものが1者に限られる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 住 所 東京都板橋区栄町35-2
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	5,714,830 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

226

特命随意契約理由書

件 名	外濠公園総合グラウンド予約システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	外濠公園総合グラウンド予約システムの保守
選定理由	<p>本システムは、平成28年度に公募制指名競争入札により下記業者が開発し、平成29年1月から運用を開始したものである。</p> <p>導入6年目であり、情報処理システムの維持管理保守で、既設の情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない</p> <p>よって、下記事業者を契約の相手方に指名する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社ジーウェイブ</p> <p>住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンB棟10階</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,519,980 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

454

件 名	区立富士見小学校体育館照明設備LED化他改修における監理等業務
種 類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	体育館照明設備LED化改修及び3・4階教室改修業務における監理等業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、令和3年度に委託した当該改修の設計委託業務の受託者である下記業者が、当該改修業務の監理を行うものである。 本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し設計・建築・維持管理業務を実施している。 下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行える唯一の事業者である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契 約 の 相 手 方	名称 株式会社日総建 住所 東京都渋谷区幡ヶ谷1-34-14
※ 契 約 年 月 日	令和4年4月1日
※ 契 約 金 額	3,155,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年8月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

134

件 名	建築設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第12条第3項の規定に基づき、建築設備定期検査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査、データ管理等に関する業務を行う。
選 定 理 由	<p>昭和46年通達「建設省住指発第918号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、東京都内の建築設備定期検査報告にあたって、昭和48年1月に、財団法人 日本建築設備安全センター（現一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター）が設立された。当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、報告書の予備審査、データ管理等の業務を行っている。</p> <p>予備審査のデータ管理等について、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが全国に存在するが、すべての条件を満たすものが都内で1者に特定されるものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 住 所 東京都港区西新橋1-15-5 内幸町ケイズビル
※ 契約年月日	令和4年4月()日
※ 契約金額	1,839,303 円（消費税を含む） <small>※総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

277

件 名	戸籍情報総合システムハードウェア等の保守業務
種 類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍情報総合システムを常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選定理由	<p>本システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できないため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社日立システムズ</p> <p>住 所 東京都中央区日本橋兜町1番4号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	7,074,650 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和4年8月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

293

件 名	次期戸籍情報総合システムに係る構築業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍情報総合システムの端末・サーバー・プリンター等の機器の更新に伴う環境構築を行う。
選 定 理 由	本システムの導入については、平成10年8月7日付千地戸発第176号による東京都千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会の決定により、(株)日立製作所を受託業者とした。同業者が考案開発し、提供しているソフトウェア群を使用した戸籍システムの機器更新に伴う環境構築業務は、同業者の事業再編により、現在は戸籍グループ会社が行っている。また、仮に他社開発の戸籍システム環境構築を行う場合、証明書のコンビニ交付システムや戸籍附票連携システムなどの戸籍周辺システム群に係るネットワークの再構築が必要となり、構築の際に発生しうるシステム障害やメンテナンスによりシステムの停止が余儀なくされることが想定され、窓口サービスの質の低下が懸念される。戸籍や住所異動の届出後、最新の情報を戸籍と戸籍の附票に正確に反映し、戸籍等証明書を迅速に交付するためには、戸籍システムの安定的な稼働が必要となる。上記の背景から戸籍システム環境構築については他の業者では行うことができない。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	27,742,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
担 当 課	地域振興部 総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

239

特命随意契約理由書

件 名	千代田区営淡路町高齢者住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選 定 理 由	下記業者は、かんだ連雀の運営法人であり、特別養護老人ホームかんだ連雀及び高齢者あんしんセンター神田の運営法人である。また、本高齢者住宅は、かんだ連雀に近接している。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、きめ細やかで迅速な対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 多摩同胞会 住 所 東京都府中市武蔵台1丁目10番地
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	3,618,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

276

件 名	千代田区戸籍証明書コンビニ交付システム保守業務
種 類	物 品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区本籍人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で戸籍証明書を取得できるよう、戸籍システムの保守を行う。
選定理由	<p>現行の戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。</p> <p>戸籍システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>また、本件システムも下記業者が構築している。本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社日立システムズ</p> <p>住 所 東京都中央区日本橋兜町1番4号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	5,497,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

149

件 名	千代田区障害者就労支援センター事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、区内在住で就労を希望する障害者や障害者を雇用する事業所、就労中の障害者に対して、就労及び日常生活などについての総合的な相談と支援を行うものである。
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 平成 29 年度 (平成 29 年 11 月 7 日付 29 千保障福発第 280 号)</p> <p>なお、令和 3 年 1 月 21 日付 2 指業委第 18 号にて令和 5 年 3 月 31 日までの特命随意契約の延長が認められている。</p> <p>2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 第 6 号</p> <p>3. 繼続年数 4 年</p> <p>4. 評 価 良好的な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和 4 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称：特定非営利活動法人日本就労支援センター 住 所：神奈川県海老名市大谷北四丁目 2 番 3 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	31,011,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

123

件 名	千代田区立高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システムの保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、27 千保在支発第 241 号で導入が決定した「千代田区立高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システム」について、そのシステムが適切に稼動することを目的として、保守に係る業務を委託する。
選 定 理 由	1 既諸室管理・案内システム機器は、平成 27 年度に下記事業者により導入したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ナカヨ 東京本社 住 所 東京都港区港南一丁目 7 番 18 号 A-PLACE 品川東 7F
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,120,020 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

25

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立図書館システム運用・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立図書館システムについて、正常な稼働を維持するための運用に係る業務、ハードウェア並びにソフトウェアの障害復旧やセキュリティ対応等保守に係る業務。
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 平成 28 年度（平成 29 年度 構築業務実施） （平成 29 年 3 月 1 日付、28 千地文振発第 462 号）</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号</p> <p>3. 繼続年数 5 年</p> <p>4. 評価 良好なため</p> <p>5. 更新 令和 3 年 11 月 17 日付 3 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」承認</p> <p>平成 29 年度にシステムの構築を行い、30 年 3 月から運用を開始した情報処理システムで、既設の機器、設備等と密接不可分の関係にあり、既存システム構築事業者と同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。以上の理由により、継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	17,462,720 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

319

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立図書館システム更改業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託 、その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	区立図書館では図書館システムを導入し、図書館事業運営の効率化、利用者へのサービスの向上を実現している。平成 29 年度に現行システムを導入、平成 30 年 3 月から運用を開始したが、機器の更新に伴い、システム機能の拡充・更新に加え、セキュリティ機能等の向上のため、システム更改を行う。	
選定理由	1. プロポーザル年度 平成 28 年度（平成 29 年度 構築業務実施） （平成 29 年 3 月 1 日付、28 千地文振発第 462 号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号 3. 繼続年数 5 年 4. 評価 良好なため 5. 更新 令和 3 年 11 月 17 日付 3 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」承認 現行パッケージシステムの更改対応であることから、現行システムの構築事業者と同一の者以外では責任区分が不明確になり、業務の履行を達成できないものである。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	名 称 トーテックアメニティ株式会社 東京事業所 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号	
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日	
※ 契約金額	112,442,000 円（消費税を含む）	
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日	
担 当 課	地域振興部 文化振興課	
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

118

件 名	船舶中継ごみ荷均し業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所に集められた不燃ごみをはしけに積む際に、安全な船舶輸送を行うためごみを均し、散乱防止用のシートをはしけ上面に掛ける。
選定理由	船舶による廃棄物の請負契約に関する事務（以下、「船舶請負事務」という）は、東京二十三区清掃協議会が行っている。本業務は、船舶請負事務と密接に関連する付帯的事務である。 令和4年度の船舶請負事務は、下記業者が受託する。 これにより、契約の相手方が特定されるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 中島運輸株式会社 住 所 東京都江東区新砂3-11-22
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,369,000 円（消費税を含む） <u>※ 当初 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

295

特命随意契約理由書

件 名	全庁 LANシステム用ノートパソコン等機器の賃借（再リース）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区全庁 LAN 用のノートパソコンを賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を 1 年延長する。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 導入 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの長期継続契約であり、令和 3 年度末に契約満了に伴う再リースを行う。 賃借期間を 1 年延長しても使用に耐えられることが見込まれており、かつ次期全庁 LAN リプレースに合わせて現行全庁 LAN を延長運用するため、再リース契約を締結する。 更新 令和 3 年 12 月 16 日「指名業者選定委員会」承認 全庁 LAN システムで使用するノートパソコンについては、平成 29 年度より下記事業者からリースされた物品を使用している。現行の全庁 LAN システムで動作するノートパソコンは現在市場に流通しておらず、新規で調達した場合、現行の全庁 LAN システムを利用できないため、業務に多大な支障が出る。 <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称：NTT・TC リース株式会社 住所：東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,515,484 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

294

特命随意契約理由書

件 名	全庁 LANシステム用ノートパソコン等機器の追加分賃借（再リース）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区全庁 LAN 用のノートパソコンを賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を 1 年延長する。
選定理由	<p>1. 導入 令和元年 9 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの長期継続契約であり、令和 3 年度末に契約満了に伴う再リースを行う。</p> <p>2. 賃借期間を 1 年延長しても使用に耐えられることが見込まれており、かつ次期全庁 LAN リプレースに合わせて現行全庁 LAN を延長運用するため、再リース契約を締結する。</p> <p>3. 更新 令和 3 年 12 月 16 日「指名業者選定委員会」承認</p> <p>4. 全庁 LAN システムで使用するノートパソコンについては、平成 29 年度より下記事業者からリースされた物品を使用している。現行の全庁 LAN システムで動作するノートパソコンは現在市場に流通しておらず、新規で調達した場合、現行の全庁 LAN システムを利用できないため、業務に多大な支障が出る。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称：NTT・TC リース株式会社 住所：東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	594,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

277

件 名	戸籍情報総合システムハードウェア等の保守業務
種 類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍情報総合システムを常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするために、当該システムの運用保守を行う。
選定理由	<p>本システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できないため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社日立システムズ</p> <p>住 所 東京都中央区日本橋兜町1番4号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	7,074,650 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和4年8月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

169

件 名	東京23区廃棄物情報管理システム機器の保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	東京23区共通のデータベースシステムである、廃棄物情報管理システム機器とシステムの保守管理業務
選定理由	<p>東京23区廃棄物情報管理システムは平成22年度に導入したもので、東京二十三区清掃一部事務組合が日本電気株式会社(NEC)に委託して開発を行い、各区・各清掃事務所、清掃工場等をネットワークで結んでいる。</p> <p>システム機器はNEC社の製品であり、機器及び経費についても千代田区を含む23区で構成された、東京23区廃棄物情報管理システム推進委員会にて決定している。</p> <p>既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 日本電気株式会社 公共・社会システム営業本部</p> <p>住 所 東京都港区芝5丁目7番1号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,408,704 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 /

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

110

件 名	内幸町広場清掃作業（第704号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	・
概 要	内幸町広場の適正な清掃維持管理を行う。
選定理由	<p>当広場は、内幸町ホールの屋上部分に立地している。内幸町ホールは、指定管理業者(株)コンベンションリンクが管理し、内幸町広場は、道路公園課で管理している。</p> <p>ホールと広場は一体の施設であり、広場清掃業務はホール清掃業務と密接に関連した付帯的業務であるため、清掃については同一業者が行うことが効率的である。</p> <p>このため、内幸町ホールの指定管理業者から清掃業務を受託しているものに広場の清掃業務を委託するものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	社 名：株式会社 セイビ 住 所：中央区日本橋人形町3-3-3
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	2,231,586円 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

23/

特命随意契約理由書

件 名	日曜青年教室 プログラム企画・運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	知的障害がある青年や成人を対象に、その適正能力に合わせ、生涯学習としてより幅広い分野についてのプログラムを開発して、社会的適応力を伸ばすことにより、充実した生活を送れるように援助する。
選定理由	<p>本事業の会場は、受講生の安全性・利便性を優先考慮し、永年にわたり九段生涯学習館を主として活動している。下記業者は、当該施設の指定管理者であり、現在、施設の管理業務契約を履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる。また、本業務は、本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、区との連携が図りやすく、効率的効果的に運営することができる。</p> <p>さらに、下記業者は、区指定事業である生涯学習分野の講座、講習会や障害者の文化事業も行っており、その講座企画力は本事業にも有効である。なお、令和3年度の業務成績は良好である。</p> <p>以上の理由により、引き続き契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 小学館集英社プロダクション</p> <p>住 所 千代田区神田神保町 2-30</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,364,150 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課 管理係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

374

件 名	文書管理システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LANに接続する全端末から文書管理システムが正常に利用できるように運用保守を行う。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 平成 18 年度 (平成 19 年度開始) (平成 18 年 7 月 7 日付、18 千政業発第 58 号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 繼続 15 年 4. 評価 良好のため 5. 再延長 平成 28 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認 6. 更新 2 回目、通算 16 年目であり、評価も良好なため継続により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 NTTデータ・アイ 住 所 新宿区揚場町 1-18
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,643,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	I T 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設整備にかかるアドバイザリー業務
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設の運営者選定及び、設計・建設事業者公募準備を実施する上での業務支援及び必要な各種資料作成を行う。
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 令和2年度 (令和2年5月14日 2千保障福発第83号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号</p> <p>3 繼続年数 2年度</p> <p>4.評 価 良好な業務成績のため (仮称) 神田錦町三丁目福祉施設整備にかかるアドバイザリー業務 (期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日)の継続業務であり、前業務の履行状況は良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法 人 名 : 株式会社日本総合研究所</p> <p>所 在 地 : 東京都品川区東五反田二丁目18番1号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	26,400,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 高齢介護課・障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	(仮称) 神田綿町三丁目施設用地にかかる土壤汚染状況調査等業務
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(仮称)神田錦町三丁目施設用地における土壤汚染状況調査等業務を行う。
選 定 理 由	<p>本業務は、令和3年度に契約した「(仮称)神田錦町三丁目施設用地にかかる土地利用履歴調査等業務」の成果である「土地利用の履歴等調査報告書」及び「土壤汚染状況調査計画書」を基に、土壤汚染状況調査等を行うものである。そのため、本業務実施にあたっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つことが極めて重要であり、本業務は既調査と密接不可分の関係にある。</p> <p>また、事業スケジュール上令和4年7月8日までに調査を完了しなければならないため、これまでの調査の把握及び業務への着手を速やかに行う必要がある。</p> <p>下記業者は「(仮称)神田錦町三丁目施設用地にかかる土地利用履歴調査等業務」の受託者であるため、現場状況を熟知しており、それを踏まえた調査計画を策定済みである。また、調査実施上の留意点も十分に把握しているため、精度の高い調査に加えて、汚染リスク評価からそれを踏まえた調査・分析・評価考察までの一貫性が担保できるとともに、事前準備や分析期間等の履行期間の短縮が考えられ、業務品質や経費面においても有利と認められる。なお、令和3年度の履行成績は良好である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 八千代エンジニアリング株式会社 事業統括本部 住 所 東京都台東区浅草橋五丁目 20 番 8 号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	9,955,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和4年7月8日まで
担 当 課	保健福祉部障害者福祉課・高齢介護課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

254

特命随意契約理由書

件 名	(仮称)神田錦町三丁目施設用地境界再確認等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(仮称)神田錦町三丁目施設用地における道路境界再確認申請、境界杭設置、地積測量図作成及び登記申請を行う。
選 定 理 由	<p>本業務は、令和3年度に契約した「(仮称)神田錦町三丁目施設用地調査業務」の成果（測量及び各種図面作成）を基に、道路管理者と協議し、道路境界の再確認申請を行い、境界杭を設置する。その後、地積測量図を作成し、法務局に地積更正、地目変更及び地積測量図の登記の申請を行うものである。</p> <p>そのため、本業務は既測量と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の者が本件を受託した場合、円滑に関係機関との協議を行うことができなくなるなど、今後の業務に著しい支障があるものである。また、下記業者は「(仮称)神田錦町三丁目施設用地調査業務」で培った知識を持ち、現場状況を熟知していることから、履行期間を短縮することができ、業務品質や経費面においても有利である。なお、令和3年度の履行成績は良好である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 昭和株式会社東京支社 住 所 千代田区平河町一丁目7番21号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	990,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和4年7月8日まで
担 当 課	保健福祉部障害者福祉課・高齢介護課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

285

件 名	「ちよだ区議会だより」の新聞折り込み業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	「ちよだ区議会だより」を新聞に折り込み、議会活動の概要を周知する。
選定理由	「ちよだ区議会だより」の配布は、新聞折り込み（丸の内・大手町・内幸町・有楽町・霞が関・永田町・皇居外苑・日比谷公園・千代田を除く）で実施している。 なお、千代田区で新聞折り込みおよび個別配達を行う事業者は複数存在するが、区域全てのエリアを同一条件で実施できるものは1者に限定される。 以上の理由により、次の事業者を契約の相手方として指定する
契約の相手方	名 称 千代田区新聞販売同業組合 住 所 千代田区飯田橋2-6-2
※ 契約年月日	令和 年 月 日
※ 契約金額	
契約期間	令和4年4月1日 から 令和4年8月31日
担当課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	環境配慮方針に基づく公共施設の電気需給（自家発補給分含む）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区地球温暖化対策第4次実行計画に掲げる目標を達成するため、CO ₂ 排出量を最大限削減可能な電力事業者から電力の供給を受ける。
選 定 理 由	電力の調達にあたっては、「千代田区電力の調達に係る環境配慮方針」第6条第1項第2号に基づき事業者を選定する。 環境省・経済産業省が公表した「電気事業者別排出係数」の低い事業者のうち、区の電力使用見込量を満たす電力供給が可能であり、予算の範囲内の価格で供給できる事業者は、下記事業者のみである。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：出光グリーンパワー株式会社 住 所：東京都千代田区大手町一丁目2番1号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	224,940,000円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	子ども施設課、高齢介護課、住宅課、地域保健課、麹町出張所、富士見出張所、神保町出張所、神田公園出張所、和泉橋出張所、安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	「ちよだ生物多様性推進プラン」検証調査・改定素案作成等支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和3年度に実施した「ちよだ生物多様性推進プラン」検証に向けた調査・検討を引き続き実施するとともに、その結果を踏まえ、「ちよだ生物多様性推進プラン」の見直しに関する全般的な支援を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年12月16日付3千環環政発第249号) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条 第6号 3 繼続年数 1年 4 評 価 良好的な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社地域環境計画 住 所 東京都世田谷区桜新町二丁目22番3号NDSビル
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	10,560,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	LINE セグメント配信システム保守運用業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	LINE セグメント配信システムの保守運用を行い、円滑な情報発信とユーザーが快適に情報を受け取れる体制を維持管理する。
選 定 理 由	下記事業者は、LINE セグメント配信システムを設計・開発した事業者であり、本システムの保守業務については、既設のシステムと密接不可分の関係にあり、システム開発者以外に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 グローバルデザイン株式会社 住 所 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー9階
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,947,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	○JT推進研修の実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	新規採用職員を対象に、管理者・係長・直接指導にあたる先輩職員(以下「チューター」という。)それぞれの役割に応じた、人を育てる組織風土の醸成と、職場全体での計画的・継続的な育成体制づくりを支援する業務。その具体的な手法として、チューター自身のマネジメント能力の向上やモチベーションアップを図るとともに、各管理者が○JT推進者としての役割と職場全体でのバックアップ体制整備者を認識させる研修である。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年1月13日付3千政人事発第1662号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 繼続年数 初年度 4. 評価 良好的な業務成績のため プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：ダンズ人材教育研究所 住 所：東京都三鷹市下連雀7-12-21
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	3,630,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

296

特命随意契約理由書

件 名	Web 口座振替受付サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	Web 口座振替受付サービス委託業務を実施し、インターネット上で口座振替登録ができるようにする。
選定理由	<p>本サービスでは、利用者が個人情報・口座情報等をインターネット上で登録するため、個人情報保護の観点から強固なセキュリティが必要である。ヤマトシステムが提供するWeb 口座振替受付サービス委託業務ではLGWANを用いたセキュリティ環境を付随することができ、データ還元等もLGWANを用いることが可能である。</p> <p>また、利用者の利便性を考慮すると、インターネット上で簡便に登録できることが重要であるが、納付書を用いずに、区ホームページ上で登録可能であるのはヤマトシステムが提供するWeb 口座振替受付サービス委託業務だけである。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 ヤマトシステム開発株式会社</p> <p>住 所 東京都中央区晴海1-8-11 晴海アイランドトリトン スクエアオフィスタワーY棟33階</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	3,444,650 円 (消費税を含む) <small>※税込価格で契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
担 当 課	会計室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	いきいきプラザ一番町高齢者住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選定理由	下記業者は、いきいきプラザ一番町の指定管理者であり、一番町特別養護老人ホーム及び高齢者あんしんセンター麹町の運営法人である。また、本高齢者住宅は、いきいきプラザ一番町の建物内にある。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、きめ細やかで迅速な対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 東京栄和会 住 所 東京都江戸川区西葛西8丁目1番1号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	2,589,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

324

特命随意契約理由書

件 名	いづみこども園英語クラブ実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立いづみこども園における英語活動の振興を図り、国際教育の推進に資するため、英語を母国語とする外国人講師を来園させ、英語活動の指導にあたる。
選 定 理 由	区立こども園は幼稚園の認可を受けた施設であり、その在園児においても、区立幼稚園と同等の外国語教育を受けることが望ましい。下記事業者は、指導課が区立幼稚園等の在園児を対象として実施している「外国語教育活動指導のための外国人講師派遣業務」について、令和2年度にプロポーザル方式で選定された業者である。 幼稚園における教育内容と同等の指導を受けることができるため、下記事業者を本契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ハートコーポレイション首都圏 住 所 中央区東日本橋 3-8-1-903
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	800,000 円 (消費税を含む) ※上記は 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

246

件 名	いづみこども園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	いづみこども園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 平成29年度（平成30年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 4年 4. 評価 良好のため 5. 更新 令和2年9月10日「指名業者選定委員会」承認 6. 通算5年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>所在地 東京都港区赤坂二丁目23番1号</p> <p>会社名 株式会社メフォス</p>
※ 契約年月日	令和4年 4月 / 日
※ 契約金額	24,101,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

228

特命随意契約理由書

件 名	インターネット行政情報サービス (iJAMP) の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	LGWAN-ASP により配信する行政情報サービスを区職員の PC 端末から利用できるようにし、区の事務事業の推進、政策立案等に役立てる。
選 定 理 由	<p>本契約を履行するためには、以下の条件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中央官庁の事業等に関する情報について、結果のみならず政策の過程も提供できること。 ② LGWAN-ASP により配信する行政に関する情報サービスであること。 ③ 行政に携わる者を対象として取材・編集をした専門的な情報であること。 ④ 画面構成や優れた操作性によって扱いやすく、庁内職員が操作に習熟し、業務に必要な情報を得ている。 <p>各条件を満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが特定されるものである。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 時事通信社</p> <p>住 所 東京都中央区銀座 5-15-8</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,263,900 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	企画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

115

件名	お茶の水小学校 樹木（ウメノキ・サトウカエデ）及び接ぎ木苗（ウメノキ）管理業務
種類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	お茶の水小学校・幼稚園は、老朽化が進んだ小学校校舎の機能更新を図るとともに、錦華公園内にある幼稚園仮園舎を取り込み、地域の防災拠点や地域コミュニティの核としての役割を踏まえた施設整備を進めている。 令和元年10月からは解体工事に着手、記念碑や樹木の移設を行った。樹木の移設に際しては、枯損の場合に備え接ぎ木用穂の採取を実施し維持管理を行っている。
選定理由	本件は、お茶の水小学校改築に伴う移設樹木（ウメノキ・サトウカエデ）及び接ぎ木苗（ウメノキ）維持管理を行うもので、校舎完成まで安定した環境での生育が必要である。 下記事業者は、平成30年度入札により「ウメノキ根回し作業及び接ぎ穂採取並びに接ぎ木苗維持管理」業務を受託、続いて令和元年度「樹木（ウメノキ）移設作業及び管理業務」、令和2年度「樹木（ウメノキ）及び接ぎ木苗管理業務」、令和3年度も本業務を受託した業者であり、本件樹木を自社管理しているため、本業務を委託できる唯一の業者である。以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 富士植木 住所 東京都千代田区九段南四丁目1番9号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,485,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

205

件 名	お茶の水小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	お茶の水小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	お茶の水小学校には、民設民営の学校内学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エデュケーションナルネットワーク 住 所 千代田区富士見二丁目 11 番 11 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,876,700 円 (消費税を含む) ※総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

117

件 名	ケーブルテレビでの千代田区映像広報の放映
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年度制作の映像広報及び過去制作の映像広報を、毎日2回、千代田区地域で視聴可能なテレビ放映を行う。
選定理由	本業務は、千代田区民の視聴機会の拡大を目的としている。 現在、千代田区内をエリアとして視聴可能かつ最小の経費でテレビ放映を運営する事業者であり、テレビ広報番組の放映委託に関しての覚書に基づく事業であるため、1者に特定される。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京ケーブルネットワーク株式会社 住 所 東京都文京区後楽1-1-7 グラスシティ後楽
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	7,678,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ごみ収集業務等に係る労働者の派遣
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ等の収集、狭小路地引き出し、その他関連・付帯する業務に係る労働者の派遣を委託する。
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度～開始） （令和4年3月23日付3千環千清発第534号）</p> <p>2 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号</p> <p>3 繼続年数 初年度 プロポーザル方式により選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 三幸コミュニティマネジメント</p> <p>住 所 東京都板橋区中丸町51-10 BROOKS 中丸7階</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	43,816,309 <small>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

(82)

特命随意契約理由書

件 名	シルバートレーニングスタジオ運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	主体的に運動を続けることが困難な高齢者の外出を促し、体力が低下していても安全に運動できる機会と地域活動・社会参加に関する情報を見ることで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためのネットワークづくりを目指す。
選定理由	千代田区社会福祉協議会は、地域福祉推進を目的とする団体として社会福祉法第109条に規定された区内唯一の法人であり、これまで各種機関と連携しながら、地域住民のニーズや困りごとに対する支援活動を継続的に行ってきました。 また、区立高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」の指定管理者として施設運営や区内高齢者を対象とした事業運営等に携わることで、千代田区の地域性や高齢者支援に関する課題も共有できている。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会 住 所：東京都千代田区九段南1丁目6番10号 4階
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	22,023,464円（消費税を含む） <small>※総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

265

特命随意契約理由書

件 名	セーフティネット保証認定申請、融資相談等窓口業務及び区内事業者訪問サポート業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>①新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減少し、薄日の指してきた経済状況であるが、依然として中小企業の経営環境は厳しい状況に置かれたままとなっている。この対応のため、経済産業大臣が、中小企業信用保険法第2条に基づくセーフティネット保証認定を開始し、現時点でも引き続き実施しているところである。さらにアフターコロナの新たな事業の展開に向けて、区としても区内中小企業者の資金繰りを支援するため、新たに2つの特別資金を追加し、融資あっせんを行う。</p> <p>この認定業務及び商工融資あっせんの受付及び窓口での適切な相談業務が中小企業支援に不可欠であるため、千代田区内の中小企業の実態を把握し、平素から経営相談を行っている中小企業診断士に業務を委託する。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症により、売上が落ち込む区内事業者を応援するため、区内事業者に対し、経営に関する相談、新たなDX等への対応の相談、借り受けを行った資金の返済に関する相談、融資に関する相談等を、現地を確認したうえで、より適切なアドバイスができるよう訪問によるサポート事業を行う。</p>
選 定 理 由	<p>依然として認定申請を行う中小企業事業者や今後の経営についての相談や融資の申し込み者が窓口に来訪している状況となっている。また、区内事業者が抱える悩みは多種多様であり、IT・マーケティング・コンサルティング等に関する専門的な支援をする必要がある。これらに対応し、経営に関する相談に適切に対応するため、専門的知識を有する中小企業診断士を引き続き配置し、認定申請受付業務・融資受付及び相談業務等に対応する必要がある。</p> <p>下記業者は、区の中小企業者の無料経営相談業務のために中小企業診断士を配置し、過去にも区内中小ビル実態調査や、商店街振興組合の決算分析業務等の受託実績があるなど、千代田区内の中小企業の実態に精通しており、一定数の中小企業診断士を速やかに調整、配置し、業務に対応しうる千代田区内の唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	社 名 : 一般社団法人 ちよだ中小企業経営支援協会

	住 所 : 東京都千代田区神田錦町三丁目21番地 ちよだプラットフォームスクエア 1215
※ 契約年月日	令和4年4月 / 日
※ 契約金額	14,256,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に
対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

359

特命随意契約理由書

件 名	ちよだエコ・オフィス町内会古紙回収業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、区立小・中学校及び区立幼稚園における古紙回収の委託を行う。
選 定 理 由	<p>エコ・オフィス町内会（以下「オフィス町内会」という）は、共同回収事業を運営する非営利団体として1991年に設立された。当時、特定非営利活動促進法（NPO法）が存在していなかったこともあり、オフィス町内会は法人とはなっていない。</p> <p>この事業は、「①古紙排出企業側は、古紙を廃棄物として処分する費用よりも安価に回収してもらうことができる。②回収会社は、古紙相場に左右されずに固定的な収入を得られるので、経営が安定すること。③オフィス町内会事務局は経費を会員からの収入で賄うことにより、活動の継続性を確保することができる。」の3つの経済性と、オフィス町内会の仕組みにより運営を継続することができ、また、環境保護といえども、関係者の経費の負担が続くような仕組みでは、長期にわたって活動を継続することはできないと考え開始されたものである。</p> <p>オフィス町内会の千代田区の事務局代理は下記事業者であり、オフィス町内会の会員として回収を行っている唯一の事業者である。また、区では、区内の環境リサイクル事業として、この活動を推進・支援している。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 新井商店 住 所 東京都足立区北加平町8-26
※ 契約年月日	令和4年4月 / 日
※ 契約金額	1,534,060 円（消費税を含む） <small>*印を押す場合、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 学務課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

181

件 名	ビジネスチャットツールの利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	ビジネスチャットを全庁 LAN 端末で利用することで、業務の効率化や職員間のコミュニケーション活性化、またテレワークの連絡手段などに利用する。
選 定 理 由	<p>業務の効率化や職員間のコミュニケーションの活性化にあたり、ビジネスチャットは必要不可欠である。そのため、「LoGo チャット」を実証実験として導入し、方法等について検証を行っているところである。</p> <p>チャットシステムは、全庁 LAN システムリプレース後は、「全庁展開」の利用を予定しており、別のチャットシステムを採用してしまうと、事業継続性が下がる。また、今までに蓄積した運用ノウハウがあるため、他システムを導入するよりも効率的な運用が可能である。</p> <p>「LoGo チャット」は販売代理店制を取っており、本区の取り扱いができるのは下記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社オーイーシー</p> <p>住 所 東京都中央区東日本橋 2-15-4</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,928,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	I T 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

180

件 名	ムスリム等対応店舗の紹介ウェブページに関する保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区観光協会のウェブサイトに掲載されているムスリム等対応店舗の紹介ページについて、引き続き観光客等が利用できる状態を保つため、保守業務を委託する。
選 定 理 由	一般客はもちろんのこと、「食」の制約を受ける方でも安心して区内に来られるよう、ムスリム等対応店舗の情報を発信するものである。下記事業者は千代田区の情報に特化し、かつ、観光情報を専門としているウェブサイトを保有している唯一の事業者であり、そこに掲載することで、訪問意欲のある人たちへ効果的に情報発信できる。利用者にとっても店舗の情報と周辺の観光情報を併せて取得することができ、利便性が高い。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：一般社団法人 千代田区観光協会 住 所：東京都千代田区九段南1-6-17
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,189,100 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

120

件 名	リユース食器・分別ごみ容器の配送・洗浄・保管業務及びリユース食器の賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （賃貸借）
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区の環境への取り組みをPRするため、カップ、皿、どんぶり、箸などのリユース食器・分別ごみ容器を指定の日時・場所に配送し、利用後の食器等を洗浄、保管する。 また、行事等の重複により、区保有の食器が不足する場合は、臨時にリユース食器を賃貸する。
選 定 理 由	祭礼のように一度に大量の貸し出しが必要な規模の行事もあるため、区で扱う品目について、一定程度の在庫を有する必要がある。 しかも貸し出し品目中、箸を取り扱っているのは、現在、下記事業者のみである。 当該事業者は、自社のリユース食器の配送・洗浄に加え、自社以外のリユース食器の保管業務も行っているため、箸を含め、必要な数のリユース食器を貸し出すことができる。加えて、「リユース食器ネットワーク」に加入する、23区内に事業所を有する唯一の事業者であることから、輸送に係る環境負荷を軽減できる。 以上の理由により、下記事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 (特非) 社会資源再生協議会 住 所 東京都中野区本町3-1-4
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	3,291,673 円 (消費税を含む) <u>*単価契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	印刷室管理運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	印刷技能等を要する者を印刷室に配置し、区職員等からの依頼に基づき、各種印刷機器等を活用して印刷物を作成するとともに、当該印刷機器等を含む印刷室全般を適切に管理運営する。
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年7月17日付31千政総務発第165号 令和元年度開始)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号</p> <p>3 繼続年数 2,5年</p> <p>4 評価 良好なため</p> <p>当該契約はプロポーザル実施に係る業者選定委員会において、要求水準として履行期間を最長5年間として付議し、承認を得ている。今般、継続3年目であり、評価は良好なため、令和4年度においても引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 リコージャパン株式会社</p> <p>住 所 東京都中央区築地五丁目6番10号</p>
※ 契約年月日	令和 千 年 千 月 一 日
※ 契約金額	13,358,400 円 (消費税を含む) <u>※総価格のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	陰圧式エアーテント等の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	新型インフルエンザ等の感染症対策に供するため、陰圧式エアーテント等を購入する。
選定理由	当案件について、令和4年3月2日に見積競争を行ったが、予定価格内の応札がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本船舶薬品株式会社 東京支店 住 所 東京都江東区深川1丁目1番5号 和倉ビル2階
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	4,058,835円（消費税を含む）
納 入 期 限	令和4年5月31日まで
担 当 課	保健福祉部 地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

279

特命随意契約理由書

件 名	河川管理用船舶の借り上げ（第712号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	河川管理用船舶を借り上げて河川施設及び道路橋等調査並びに河川不法投棄物等の除去作業に使用する。
選定理由	<p>神田川・日本橋川は、首都高速道路や鉄道・橋梁等の構造物が河川内に錯綜しており、干潮河川の為、潮位による河川の状況変化も著しい。加えて神田川では、川幅が狭い中、ゴミ運搬船の運航や屋形船の停泊など、船舶の航行に注意を要する都市河川である。</p> <p>このような河川状況の中で、死魚や浮遊物の除去、護岸や橋梁の緊急点検など、迅速な対応が必要である。</p> <p>このため、常時、調査船・作業船を保有し、これらを30分以内に配船する必要がある。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に限られる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：東京シップサービス株式会社</p> <p>住 所：港区海岸三丁目1番3号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	2,250,204 円 (消費税を含む) <small>*単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	花小金井運動施設管理受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	小平市に設置されている花小金井運動施設管理受付等業務
選定理由	<p>本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>さらに、下記法人は、法第37条第1項による小平市指定の団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人 小平市シルバー人材センター</p> <p>住 所 〒187-0031 東京都小平市小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東内</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,991,360 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

162

件 名	介護保険センター・ポイント制度運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	介護保険センター・ポイント制度は、ボランティア活動の一形態であり、介護保険施設等でサポート業務に従事した高齢者に対して、ポイントを付与、換金し、転換交付金の交付を行う業務である。
選 定 理 由	<p>下記事業者は、地域福祉の向上・推進を図るため、「ちよだボランティアセンター」を運営している。その内容には、各施設・団体への積極的な活動支援、高齢者とボランティア受け入れ先とを繋ぐ役割、事業の円滑な運営のための区内介護保険施設との連絡・連携体制の構築が含まれる。</p> <p>介護保険施設でボランティア活動を円滑に行うためには、ちよだボランティアセンターとの一体的な支援が必要不可欠である。それらの情報・知識・ノウハウなしには業務が履行できない。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが一者に特定される。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会</p> <p>住 所 東京都千代田区九段南1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和4年4月 日
※ 契約金額	1,894,120 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

210

件 名	外濠公園総合グラウンド利用申込受付等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	外濠公園総合グラウンド利用申込受付業務
選定理由	<p>1 導入年度 平成 19 年度利用受付業務開始 2 対 象 指定管理者協定第 11 条に準拠 3 継続年数 15 年 事業実績評価も良好である。</p> <p>本業務の受付に関しては、従来から九段生涯学習館を受付・申込会場としている。九段生涯学習館の管理運営を行っている指定管理者グループに履行させることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。</p> <p>以上の事により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 小学館集英社プロダクション 住 所 東京都千代田区神田神保町 2-30 昭和ビル</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	750,400 円 (消費税を含む) <small>*本件は契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

37

特命随意契約理由書

件 名	学校生活アンケート「hyper - QU」の実施
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校、区立中学校及び中等教育学校の全学年を対象に、いじめ、不登校の未然防止や早期発見をすることで、児童・生徒相互のあたたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。
選 定 理 由	<p>契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper- QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper- QU調査を全校で実施していくべきということになった。</p> <p>これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。</p> <p>よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名するする。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 図書文化社</p> <p>住 所 東京都豊島区大塚1-4-15</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	4,741,480 円 (消費税を含む) ※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

154

件 名	学校等消毒業務（上半期）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校等の消毒業務を実施する。
選定理由	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校等の消毒は、児童、生徒及び園児が安心して学校生活を送れるように、教職員に代わり、専門業者に委託を行っている。</p> <p>未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから学校等の継続的な消毒が必要であり、そのため、専門的な知識をもつ業者に依頼し、一定の時間に集中して行うことが効果的である。</p> <p>事業の実施にあたり、下記事業者の小学校、中学校、幼稚園及びこども園における評価は高く、他区における学校等の清掃業務の受託実績もあり、消毒業務も状況に応じた対応が可能である。</p> <p>以上の理由から下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	名 称 高橋工業株式会社 住 所 東京都文京区湯島三丁目 26 番 5 号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,061,740 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
担 当 課	子ども部 学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

490

件 名	感染症患者移送業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所管内で発生した感染症患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条に基づき移送を行う。
選 定 理 由	<p>患者の移送は、実施を決定次第速やかに行うため、以下の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国土交通省の一般旅客自動車運送業の認可を受けていること。 (2) 東京消防庁の患者等搬送事業者認定表示制度の認定を受けていること。 (3) 防災救急協会の患者等搬送乗務員基礎講習又は再講習の受講者が従事していること。 <p>更に、本搬送は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から高い緊急性を要する。その為、区内及び近隣区に所在する事業者に限られる。</p> <p>以上の事由から下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>①名 称 マイアシスト合同会社 住 所 東京都文京区大塚 1-4-19</p> <p>②名 称 有限会社 喜楽屋 住 所 東京都文京区小石川 5-39-12</p>
※ 契約年月日	令和4年 4月 / 日
※ 契約金額	<p>① 円 (税込) ② 7,920,000 円 (税込)</p> <p><small>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small></p>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	健康推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

491

特命随意契約理由書

件 名	感染症患者移送業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所管内で発生した感染症患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条に基づき移送を行う。
選 定 理 由	<p>患者の移送は、実施を決定次第速やかに行うため、以下の要件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 国土交通省の一般旅客自動車運送業の認可を受けていること。</p> <p>(2) 東京消防庁の患者等搬送事業者認定表示制度の認定を受けていること。</p> <p>(3) 防災救急協会の患者等搬送乗務員基礎講習又は再講習の受講者が従事していること。</p> <p>更に、本搬送は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から高い緊急性を要する。その為、区内及び近隣区に所在する事業者に限られる。</p> <p>以上の事由から下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>①名 称 マイアシスト合同会社 住 所 東京都文京区大塚 1-4-19</p> <p>②名 称 有限会社 喜楽屋 住 所 東京都文京区小石川 5-39-12</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	<p>① 7,260,000 円 (税込)</p> <p>② 円 (税込)</p> <p>* <small>契約のため、契約金額は支出限度額</small></p>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	健康推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

2/3

件 名	環境事前協議技術支援等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区環境計画書制度の事前協議の運営を支援すると共に、「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021」及び「千代田区気候変動適応計画 2021」策定に伴い、両計画の施策の検討を行うことを目的とする。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和2年度 (令和3年3月26日付2千環環政発第287号 令和3年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 繼続年数 1年 4 良好的な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日建設計総合研究所 住 所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,106,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

172

件 名	議事録作成支援システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	会議や打ち合わせにおいて録音した音声データを基に、音声認識技術を実装したソフトウェアにより自動テキスト化（文章化）するシステムの保守業務（AI エンジンの学習を含む）を行うものである。
選 定 理 由	導入年度：令和2年度 下記事業者は、本システム及び音響機器を導入した事業者である。情報処理システム等の維持管理で、現行のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対応が困難になるなど、業務の履行が達成できない。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 会議録研究所 住 所 東京都新宿区市谷八幡町 16 番
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1792,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部 企画課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

284

件 名	議場システム等定期保守点検業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他	
工 事 场 所 (工事案件のみ)		
概 要	議会運営に必要な議場システム、委員会室会議システム及び自主放映システムの保守点検業務を行う。	
選 定 理 由	<p>本契約は、千代田区議会議場システム、委員会室システム及び自主放映システムを維持管理するための保守点検業務である。</p> <p>下記業者は、千代田区役所旧庁舎から現庁舎へ移転した際に、議場システム等の導入を請け負った業者である。また、議場システムのリプレースを平成29年度に、委員会室システム等のリプレースを令和2年度に行つた際も業務を請け負っていることから現行システムに精通しており、故障発生時の原因究明、修理対応など迅速に実施することが可能である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>	
契約の相手方	名 称	株式会社東和エンジニアリング
	住 所	東京都千代田区東神田 1-7-8
※ 契約年月日	令和4年4月1日 / 日	
※ 契約金額	1,331,000 円 (消費税を含む)	
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日	
担 当 課	区議会事務局	
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

217

件 名	旧外神田住宅1・2階部分の権利関係調整業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧外神田住宅（以下「本建物」という。）の1・2階部分で居住や営業等を行う権利者（以下「権利者」という。）の転出に伴う所有物の売買・補償契約等の調整及び支援を行う。
選 定 理 由	<p>本業務は、本建物の1・2階で居住や営業等を行う関係者の権利状況を整理し、低未利用区有財産となっている旧外神田住宅の有効利活用等に対応できるよう、当該関係者の転出に伴う売買・補償契約の調整支援業務を行うものである。</p> <p>資産の買取交渉、買取交渉成立後の契約手続支援業務及び円滑な移転先斡旋業務に対応できることが条件となる。</p> <p>下記業者は、昭和36年、1都3県の住宅供給公社が出資し、建設大臣の許可を経て公益法人として設立した。これまで防災機能・良好な居住整備の確保、土地の合理的利用等を図るため、公共団体と連携し「都市再開発法」による同潤会アパート（大正12年関東大震災復興住宅）の建替え等の市街地再開発事業や「密集市街地整備法」による防災街区整備事業などのまちづくりを推進しており、旧外神田住宅と同様に複雑に権利関係の入り組んだ再開発等の事務局として、権利者の生活再建や合意形成を多数行っている。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全てを満たすものが1者に限定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 一般財団法人 首都圏不燃建築公社 住 所 港区芝浦三丁目9番1号 芝浦ルネサイトタワー17階
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	10,156,300 円（消費税を含む） ※ 総額単価契約のため、契約金額は支出額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担 当 課	施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

128

件 名	旧千代田区公会堂巡回警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	火災等施設の異常及び不審者の侵入の予防、警戒、排除、抑制を行うための巡回警備業務
選 定 理 由	旧千代田区公会堂は、(株)千代田会館ビルディング（以下「会館」という。）との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っている。 また、建物全体に係る監視機器装置や総合防災センター及び宿直警備に従事する警備員控室等は会館内に設置されているため、警備業務については会館と一体的に実施する体制となっている。 本件業務については、複合施設の専用部分の警備業務（第三者発注）等の受託者に部分の業務を委託するものである。以上の理由から、会館警備業務を請け負っている下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 共栄セキュリティーサービス株式会社 住 所 千代田区九段南一丁目6番17号 千代田会館内
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	990,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

129

特命随意契約理由書

件 名	旧箱根千代田荘空き家管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	旧箱根千代田荘の空き家管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・機械警備及び週1回の警備員による巡回 ・目視点検等施設内部巡回月2回 ・樹木剪定・除草及び害虫駆除 ・雨水污水槽点検・清掃 ・消防設備点検 ・屋上樋・道路面清掃及び道路面簡易剪定
選 定 理 由	1. 業務開始 平成28年度（競争入札） 2. 本業務受託にあたり、施設に警備用機器類を設置し受託先の警備センターと結んで警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、また、令和3年度の業務成績も良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な管理業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東海綜合警備保障(株) 住 所 伊東市玖須美元和田 716-102
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	4,505,600円 (消費税を含む) <small>※本件は契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

40 |

件 名	牛乳空き紙パック収集運搬業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	学校給食 牛乳の空き紙パックを各学校から収集運搬する。
選定理由	<p>下記業者は、区内業者を中心としたリサイクル業者の団体で、清掃事業が東京都から千代田区に移管された年の平成12年3月27日付で、ごみ減量・リサイクル事業推進についての「協定書」を取り交わしている。</p> <p>学校給食から出る牛乳空き紙パックを各学校から資源として回収し、古紙事業者に運び込んでリサイクルするため、業者の団体と契約を締結することにより、回収及び資源化を効率的に行うことができる。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 千代田区リサイクル事業協同組合</p> <p>住 所 千代田区飯田橋2-1 2-1</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	4,138,200円(消費税を含む) ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

153

件 名	九段小学校・幼稚園総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校・幼稚園の総合管理業務
選定理由	下記事業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和3年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 高橋工業株式会社 住 所 東京都文京区湯島三丁目26番5号
※ 契約年月日	令和4年4月(日)
※ 契約金額	65,725,000円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

258

件 名	九段小学校給食調理業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	九段小学校の給食にかかる調理および配送、配膳等業務を委託する。	
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	所在地	東京都台東区東上野一丁目14番4号
	会社名	株式会社 東洋食品
※ 契約年月日	令和4年4月1日	
※ 契約金額	27,819,000 円（消費税を含む）	
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日	
担 当 課	子ども部学務課	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

203

件 名	九段小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う
選 定 理 由	<p>実施場所である九段小学校には、民設民営の学校内学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。</p> <p>放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール</p> <p>住 所 東京都文京区本郷 1-20-9 本郷元町ビル 5F</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,892,100 円 (消費税を含む) <small>*税込 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎における防火管理者等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎（以下「防火対象物」という。）において、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する防火管理者の業務及び同法第36条第1項において準用する同第8条第1項に規定する防災管理者の業務並びに同法第8条の2第1項に規定する統括防火管理者の業務及び同法第36条第1項において準用する同第8条の2第1項に規定する統括防災管理者の業務の一部を委託する。
選 定 理 由	本庁舎のPFI事業終了に伴い、財務省と区で本庁舎維持管理に係る役割分担を検討した結果、本庁舎の統括防火管理者及び統括防災管理者は区が担うこととなっている。 統括防火管理者及び統括防災管理者の業務は、消防法への深い知識が求められ、消防計画の見直しや日常の火災予防点検を行うなど、本庁舎の構造や仕様に精通し、庁舎内の状況を日々把握し実施する必要がある。本業務は共通仕様に基づく警備保安業務との連携を図ることにより上記の必要条件を満たすことができ、効率的かつ法律に基づいた確実な対応が可能となる。 下記業者は、個別の業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した本庁舎の警備保安業務の事業者である。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 首都圏ビルサービス協同組合 代表理事 五十嵐 久男 住 所 東京都港区赤坂1-1-16 細川ビル1003号
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	880,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

168

件 名	九段中等教育学校 学校管理システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（賃貸借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	学校管理システム用ハードウェア及びソフトウェアの保守
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 平成 28 年度（平成 29 年度開始、平成 30 年度運用開始） (平成 29 年 3 月 8 日付、28 千中等シ発第 557 号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号</p> <p>3 繼続年数 4 年</p> <p>当システムの構築者であり、継続 5 年目である。本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、評価も良好なため、継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 エスエイティーティー株式会社</p> <p>住所 東京都千代田区神田三崎町一丁目 3 番 12 号 水道橋ビル 8 階</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,695,348 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

3/8

特命随意契約理由書

件 名	区営千鳥ヶ淵ボート場運営管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区民及び内外の来場者の余暇活動の一助となるレクリエーション施設として、来場者が安全かつ快適に利用できるよう、運営管理業務を行う。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） 令和3年2月16日付2千地商観発第305号</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 1年度</p> <p>4. 評価 良好的な業務成績のため 繼続2年目であり、業務成績も良好なため、プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 ハイビレッヂ</p> <p>住 所 東京都小金井市貫井南町4-16-2</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	27,002,910 円（消費税を含む） <small>※競争的契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

243

特命随意契約理由書

件 名	区営淡路町住宅・淡路町高齢者住宅建物保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	淡路町住宅の居住者の利便を図り、施設の機能及び美観を維持する。
選 定 理 由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和3年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 光管財株式会社 千代田支店 住 所 東京都千代田区富士見一丁目 11番 23号フジミビル 303
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,323,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

170

特命随意契約理由書

件 名	区内の既築建築物における省エネルギー化の推進業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内の中小既築建築物（事業所、マンション等）を主な対象に省エネルギー診断の受診及びその後の設備改修や運用改善を促し、助成制度等の支援を合わせて実施することで、効果的に低炭素化を推進する。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年3月30日付31千環環政発第280号、令和2年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条 第1号 3. 繼続年数 2年 4. 評 價 良好的な業務成績のため 継続3年目であり、令和3年度の業務成績も良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国際航業株式会社 東京支店 住 所： 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 新宿フロントタワー
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	8,558,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区民相談室等運営業務
種 類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	総合窓口課で実施している専門相談・一般相談業務において、予約受付、準備、案内のほか、日常生活上の相談や区政に関する相談対応業務を行う。また本庁舎2階区政情報コーナーにおいて、配架物や有償刊行物の適切な管理運営業務を行う。
選 定 理 由	<p>区民相談室では、区民等からの様々な種類の相談に応じるほか、適切な部署・機関への取次ぎ・案内、クレーム対応等、多岐にわたる案内を行っている。現状このような業務内容は、「総合窓口の一部事務業務」の契約におけるサービスマネージャー、コールセンターと重複した部分を持ちつつ各々の窓口で行っているが、三者間の連携により、効率的な業務運営に繋がると考えられる。</p> <p>また現在区政情報コーナーにおける有償刊行物の販売やチラシ・パンフレットに関する案内・頒布についてもサービスマネージャーが対応しているところ、本業務とコーナー管理運営は密接的かつ直接的に関連しており同一事業者に委託されることで得られる効果は大きい。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に選定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社パソナ</p> <p>住 所 東京都千代田区大手町二丁目6番2号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	17,248,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

173

件 名	区有施設アスベスト事前及び分析調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区有施設の計画的かつ適正な工事の実施を目的として、区が設計を行う各改修工事における対象部材のアスベストの有無について工事前に調査を実施し、アスベスト含有の可能性がある場合には、試料の採取及び分析調査を行う。また、アスベストに関する有資格者による相談及びアドバイスを実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） (2千政施経発第544号、令和3年3月29日決定) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3. 繼続年数 1年 4. 評価 良好のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和4年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社分析センター 住 所 東京都千代田区神田三崎町三丁目4番9号
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	25,313,200 円（消費税を含む） <small>※ 総額単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区有施設における清掃工場発電余剰電力接続供給業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	清掃工場の排熱を利用して発電したCO ₂ 排出量の少ない電力の供給を受ける。
選定理由	<p>下記事業者は、清掃工場でのごみ焼却時の排熱から発電した余剰電力の販売等を目的に、東京23区清掃一部事務組合等の出資により平成18年10月24日に設立され、23区内の公共施設等へCO₂排出量の少ない電気を廉価で提供している。</p> <p>また、区では「千代田区地球温暖化対策実行計画」において、下記事業者の電力を受給することにより、CO₂排出量の削減目標を掲げ、教育関係・清掃関係施設へ供給して温暖化防止対策としての成果を上げている。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：東京エコサービス株式会社</p> <p>住 所：東京都港区浜松町一丁目10番17号</p>
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	86,984,000円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	子ども施設課、九段中等教育学校、千代田清掃事務所、道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

113

件 名	区立学校施設の窓ガラス・床清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校・お茶の水小学校の窓ガラス・床清掃業務
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和3年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き令和4年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社アイザワ総業 住 所 東京都千代田区内神田3-16-9
※ 契約年月日	令和4年4月(日)
※ 契約金額	3,838,560円 (消費税を含む) <small>※ 総額単価契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

450

特命随意契約理由書

件 名	区立小学校学力達成度調査の問題作成及び集計分析業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校4～6学年国語・社会・算数・理科及び生活実態調査の学力達成度調査を実施する。
選 定 理 由	学力を全国等と比較し、生活実態を調査するために本事業を行う。その際には、身近な地域についての学習に関する問題として千代田区独自の問題やアンケートも作成し調査する必要がある。 そして、学力達成度調査での個々の結果を反映したカリキュラムも児童が利用するデジタルドリルへ連携する必要がある。 上記2点を達成することができるは、下記事業者のみである。 よって、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ベネッセコーポレーション 初等中等教育事業本部 住 所 岡山県岡山市北区南方3-7-17
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	4,226,1300 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和4年9月1日
担 当 課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

506

件 名	区立小中学校 ICT 学校教育用システム機器追加導入作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	別途調達する学習用タブレット端末等の各種設定、導入設定作業を行うこと。
選定理由	令和2年度に実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 この事業者が ICT 学校教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 本件、ICT機器の設定作業は ICT 学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 営業3課 所在地 東京都港区浜松町1-30-5
※ 契約年月日	令和4年 4月 1 日
※ 契約金額	6,079,700 円(消費税込)
契約期間	令和4年4月1日～令和4年4月30日
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立神保町愛全公園内移植樹木等の保管業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧高齢者センター跡地における保育所整備に際して、隣接する区立神保町愛全公園の一部を工事ヤードとするため、当該箇所に存する樹木及び看板等物品（以下「樹木」という。）を移設した。 保育所整備工事は、令和4年度まで継続するため、当該期間中は樹木等を公園内に戻すことができないため、移設先の苗圃において保管するものである。
選 定 理 由	下記事業者は、令和元年度見積競争により委託業者として選定された事業者である。当該事業者により、苗圃で樹木等を保管しており、継続して樹木等の管理を行う必要がある。なお、前年度の履行成績は良好である。 以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区神田小川町 3-11-224 インペリアル御茶ノ水 住 所 株式会社ジンダイ千代田支店
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	1,022,956 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
担 当 課	子ども部子育て推進課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立中学校の学力達成度調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立中学校（麹町中、神田一中）全学年を対象に、国語・社会・数学・理科・英語（英語のみ1学年を除く）の区外の学校と比較した学力調査及び生活実態調査を実施する。
選 定 理 由	<p>本件業務を実施するためには、下記の条件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 高校受験対策なども念頭に置いた、区外の学校との学力達成度比較調査ができること。</p> <p>(2) 学力達成度調査結果と学校生活アンケート(hyper-QU)」結果とのデータリンクによる、生徒の学校生活における満足度等と学力との関係が見られること。</p> <p>下記業者は、学校生活アンケート(hyper-QU)の都内唯一の出版社であり、調査結果のコンピュータ診断を実施している業者である。</p> <p>契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、全てを満たすものが1者に限られる。</p> <p>以上の理由から、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 図書文化社 所在地 東京都豊島区大塚1-4-15
※ 契約年月日	令和4年 4月 / 日
※ 契約金額	1,886,360 円 (消費税を含む) <small>※ 単位 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

455

件 名	区立富士見小学校3・4階教室 建築改修業務
種 類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	3・4階教室改修に伴う建築関係の改修業務を委託する。
選 定 理 由	<p>本業務は、令和3年度に委託した当該改修の実施設計に基づき、建築関係の改修業務を実施するものである。</p> <p>本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し設計・建築・維持管理業務を実施している。</p> <p>下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行える唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契 約 の 相 手 方	名称 共立建設株式会社 住所 東京都渋谷区道玄坂1-16-10
※ 契 約 年 月 日	令和4年4月1日
※ 契 約 金 額	59,290,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年8月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 抱 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

456

件名	区立富士見小学校3・4階教室 電気設備改修業務
種類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	3・4階教室改修に伴う電気設備関係の改修業務を委託する。
選定理由	<p>本業務は、令和3年度に委託した当該改修の実施設計に基づき、電気設備関係の改修業務を実施するものである。</p> <p>本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し設計・建築・維持管理業務を実施している。</p> <p>下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行える唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称 株式会社東京エネシス 住所 東京都港区新橋6-9-7
※ 契約年月日	令和4年4月1日
※ 契約金額	5,341,092 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年8月31日まで
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

45/

件 名	区立富士見小学校体育館照明設備LED化 建築改修業務
種 類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	体育館照明設備LED化に伴う建築関係の改修業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、令和3年度に委託した当該改修の実施設計に基づき、建築関係の改修業務を実施するものである。 本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し設計・建築・維持管理業務を実施している。 下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行える唯一の事業者である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契 約 の 相 手 方	名称 共立建設株式会社 住所 東京都渋谷区道玄坂1-16-10
※ 契約年月日	令和4年4月 / 日
※ 契約金額	102,410,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年8月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

452

件 名	区立富士見小学校体育館照明設備LED化 電気設備改修業務
種 類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	体育館照明設備LED化に伴う電気設備関係の改修業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は、令和3年度に委託した当該改修の実施設計に基づき、電気設備関係の改修業務を実施するものである。 本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し設計・建築・維持管理業務を実施している。 下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行える唯一の事業者である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契 約 の 相 手 方	名称 株式会社東京エネシス 住所 東京都港区新橋6-9-7
※ 契 約 年 月 日	令和4年4月1日
※ 契 約 金 額	24,295,700 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年8月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 抱 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立麹町仮住宅建物保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立麹町仮住宅の居住者の利便を図り、施設の機能及び美観を維持する。
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和3年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和3年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社アイザワ総業 住 所 東京都千代田区内神田 3-16-9
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,217,021 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。